

愛宕中学校と城南中学校
の統合に向けた検討について
(中間報告)

平成 30 年 12 月

龍ヶ崎市教育委員会

目次

1	背景及び趣旨	1
2	生徒数の推移及び将来推計について	1
	(1) 愛宕中学校	1
	(2) 城南中学校	2
	(3) 両校が統合した場合の生徒数の将来推計	2
	(4) 図表【愛宕中学校及び城南中学校の生徒数の推移及び将来推計】	3
3	公立・小中学校の適正規模に関する基準等について	4
	(1) 国の基準	4
	(2) 茨城県の基準	5
	(3) 龍ヶ崎市の基準	5
4	小規模校の課題及び統合の効果について	5
	(1) 小規模校の課題	5
	(2) 統合の効果について	7
5	通学区域の状況について	8
	(1) 愛宕中学校	8
	(2) 城南中学校	8
	(3) 両校が統合した場合の通学距離について	9
6	教職員の配置基準について	10
7	学校施設の現状について	11
	(1) 愛宕中学校	11
	(2) 城南中学校	11
8	学校跡地利用の可能性について	12
9	愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた検討に係るヒアリングについて	12
	(1) ヒアリング実施団体	12
	(2) 団体別の主な意見	13

1 背景及び趣旨

平成 23 年 5 月に策定した「龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針」では、理想的な中学校の規模について、「全ての教科の担任が配置でき、かつ、多様な教育活動ができる 1 学年 3 学級（計 9 学級。学級数は普通学級）以上」と定めています。

平成 30 年度において、愛宕中学校及び城南中学校の学級数はそれぞれ計 6 学級となっており、理想的な学校規模に達していない状況となっています。

愛宕中学校及び城南中学校においては、今後も生徒数が減少する見込みとなっており、現状を放置すると、十分な教職員の配置や部活動の維持をはじめ、中学生の充実した教育環境を維持できなくなるおそれがあります。

今後、中学校における教育の質を上げていくためには、一定以上の学校規模にしていく必要があることから、教育委員会としては、これを喫緊の課題と捉え、愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた検討を始めたところです。

なお、平成 30 年 3 月に策定した「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」においては、今後、施設一体型小中一貫校のモデル校の設置を検討していくこととしたところであり、この度の両校の統合に向けた取組については、当該モデル校の設置に向けた先行的な取組として位置付け、推進していくこととします。

2 生徒数の推移及び将来推計について

(1) 愛宕中学校

ア 生徒数の推移

昭和 50 年代、生徒数は増加の一途をたどり、昭和 58 年度には、1,300 人を超える状況となっていたことから、昭和 59 年 4 月、愛宕中学校の分離校として城西中学校が新設されました。

さらに、平成 11 年 4 月には、竜ヶ崎ニュータウン龍ヶ岡地区の宅地開発に対応するため、城ノ内中学校を新設しました。これにより、松ヶ丘、中里、城ノ内の一部等と併せて羽原町、貝原塚町、泉町についても愛宕中学校から城ノ内中学校の区域となりました。

分離校（城ノ内中学校）を新設した平成 11 年度の生徒数は、555 人（普通学級数 15）でしたが、それ以降は減少傾向に転じ、平成 30 年度の生徒数は、179 人（普通学級数 6）となっています。これは、平成 11 年度と比較すると 67.7%の減少となっています。

	平成 11 年度	平成 30 年度	減少率
生徒数	555 人	179 人	-67.7%
普通学級数	15 学級	6 学級	-60.0%

※ 分離校（城ノ内中学校）新設後の生徒数は、平成 11 年度がピークとなり、それ以降、減少傾向となっています。

イ 生徒数の将来推計

平成 36 年度（2024 年度）までの愛宕中学校の生徒数について、住民基本台帳の年齢別人口に入学率や学年進行による増減等を加味して推計した結果を別紙に示しています。この推計では、平成 33 年度（2021 年度）まではほぼ横ばいで推移するものの、再び減少に転じ、平成 36 年度（2024 年度）には 136 人となり、平成 30 年度と比較して 40 人以上減少する見込みです。また、普通学級数については、平成 34 年度（2022 年度）以降、5 学級になる見込みとなっています。

(2) 城南中学校

ア 生徒数の推移

平成 10 年度の生徒数は、664 人（普通学級数 18）でしたが、平成 11 年 4 月の城ノ内中学校新設により、城南中学校の学区の一部（長戸小学校の学区、八代町、白羽及び城ノ内の一部）が城ノ内中学校の区域となりました。平成 11 年の生徒数は、521 人（普通学級数 15）でしたが、それ以降は減少傾向に転じ、平成 30 年度の生徒数は、207 人（普通学級数 6）となっています。これは、平成 11 年度と比較すると 60.3% の減少となっています。

	平成 11 年度	平成 30 年度	ピーク時との比較
生徒数	521 人	207 人	-60.3%
普通学級数	15 学級	6 学級	-60.0%

※ 分離校（城ノ内中学校）新設後の生徒数は、平成 11 年度がピークとなり、それ以降、減少傾向となっています。

イ 生徒数の将来推計

平成 36 年度（2024 年度）までの城南中学校の生徒数について、愛宕中学校と同様に推計した結果を別紙に示しています。この推計では、平成 36 年度（2024 年度）の生徒数が 143 人となっており、平成 30 年度と比較して 60 人以上減少する見込みとなっています。また、普通学級数については、平成 36 年度（2024 年度）まで 6 学級を維持できる見込みとなっていますが、1 学年の普通学級の生徒数を 41 人と見込んでいることから、今後の状況によっては、同学年の普通学級数が 1 クラスとなる可能性があります。

(3) 両校が統合した場合の生徒数の将来推計

愛宕中学校と城南中学校が統合したと仮定し、平成 36 年度（2024 年度）までの生徒数の推計を別紙に示しています。

平成 36 年度（2024 年度）の推計値では、生徒数が 279 人となる見込みであり、普通学級数については、各学年とも 3 クラスとなる見込みであることから、龍ヶ崎市の適正規模の基準を満たす規模となっています。

3 公立・小中学校の適正規模に関する基準等について

公立の小中学校に係る適正規模に関する国、茨城県及び本市における基準等は、次のとおりとなっています。

(1) 国の基準

○ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第 41 条から第 49 条まで、第 50 条第 2 項、第 54 条から第 68 条までの規定は、中学校に準用する。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）

（国の負担）

第 3 条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

(4) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2 分の 1

2 前項第 1 号の教室の不足の範囲及び同項第 4 号の適正な規模の条件は、政令で定める。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和 33 年政令第 189 号)

（適正な規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね 12 学級から 18 学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね 18 学級から 27 学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4 キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね 6 キロメートル以内であること。

2 5 学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は 8 学級以下の学級数の義務教育学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18 学級まで」とあるのは「24 学級まで」と、「27 学級」とあるのは「36 学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合するものとみなす。

(2) 茨城県の基準

○ 公立小・中学校の適正規模について(指針)(平成 20 年 4 月茨城県教育委員会策定)

【小・中学校の適正規模の基準】

- 小学校・クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい。
- 中学校・クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる 9 学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

(3) 龍ヶ崎市の基準

○ 龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針(平成 23 年 5 月龍ヶ崎市教育委員会策定)

【小中学校の適正規模について】

- 小学校・各学年ともにクラス替えによる交流が図られるよう 1 学年 2 学級(計 12 学級)以上とする。
- 中学校・全ての教科の担任が配置でき、かつ、多様な教育活動が展開できるよう 1 学年 3 学級(計 9 学級)以上とする。

4 小規模校の課題及び統合の効果について

(1) 小規模校の課題

平成 27 年 1 月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「適正規模・適正配置等手引」といいます。)においては、小規模校の課題を次のとおり整理しています。

ア 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

一般に学級数が少ない学校においては、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があるとしています。

- (ア) クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- (イ) クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- (ウ) 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- (エ) クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- (オ) 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- (カ) 男女比の偏りが生じやすい。
- (キ) 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- (ク) 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- (ケ) 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- (コ) 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- (サ) 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。

- (シ) 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- (ス) 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- (セ) 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

イ 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

小中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、次のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じるおそれがあるとしています。

- (ア) 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- (イ) 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- (ウ) 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- (エ) ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- (オ) 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- (カ) 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる。
- (キ) 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- (ク) 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）。
- (ケ) 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- (コ) 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- (サ) クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

ウ 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

上記のような学校運営上の課題が生じた場合、児童生徒には次のような影響を与える可能性があるとしています。

- (ア) 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- (イ) 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- (ウ) 協働的な学びの実現が困難となる。
- (エ) 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- (オ) 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- (カ) 教員への依存心が強まる可能性がある。

- (キ) 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- (ク) 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- (ケ) 多様な活用の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

エ 望ましい学級数の考え方

適正規模・適正配置等手引においては、以上の課題等を踏まえ、望ましい学級数について次のように示しています。

(ア) 小学校

全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい。

(イ) 中学校

免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

(2) 統合の効果について

適正規模・適正配置等手引においては、過去の学校統合事例から、統合の効果についておおむね次のようなものが報告されているとしています。

ア 児童生徒への直接的な効果

- (ア) 良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった。
- (イ) 以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った。
- (ウ) 社会性やコミュニケーション能力が高まった。
- (エ) 切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した。
- (オ) 友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった。
- (カ) 多様な意見に触れる機会が増えた。
- (キ) 異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた。
- (ク) 学校が楽しいと答える子供が増えた。
- (ケ) 進学に伴うギャップが緩和された。
- (コ) 多様な進路が意識されるようになった。

イ 指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果

- (ア) 複式学級が解消された。
- (イ) クラス替えが可能になった。
- (ウ) より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった。
- (エ) 校内研修が活性化した、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった。
- (オ) グループ学習や班活動が活性化した、授業で多様な意見を引き出せるようになった。

った。

- (カ) 音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した。
- (キ) 少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった。
- (ク) 一定の児童生徒数の確保により、特別支援学級が開設できた、特別支援教育の活動が充実した。
- (ケ) バランスの取れた教員配置が可能となった、免許外指導が解消又は減少した。
- (コ) 施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった、教育教具が量的に充実した。
- (カ) 校務の効率化が進んだ、教育予算の効果的活用が進んだ。
- (シ) 保護者同士の交流関係が広がった、PTA活動が活性化した、学校と地域との連携協働関係が強化された。

5 通学区域の状況について

本市の小中学校の通学区域については、龍ヶ崎市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則（昭和41年龍ヶ崎市教育委員会規則第16号）に定められており、愛宕中学校及び城南中学校の通学区域については、それぞれ次のとおりとなっています。

(1) 愛宕中学校

ア 通学区域

- (ア) 龍ヶ崎小学校の通学区域の一部（富士見、根町、愛戸町）
- (イ) 川原代小学校の通学区域の一部（川原代町姫宮地区、川原代町知手地区）
- (ウ) 龍ヶ崎西小学校の通学区域（高砂及び直鮒を除く。米町、水門、姫宮町、新町、馴馬町上米、馴柴町の一部、高須町、大留町、長沖新田町、須藤堀町、長沖町、豊田町、北方町、羽黒町、南が丘）
- (エ) 馴馬台小学校の通学区域の一部（馴馬町、平台の一部）
 - ※ 馴馬町地区のほとんどの児童は、指定校変更申請により、中根台中学校に進学しています。

イ 通学距離

愛宕中学校の通学区域において、学校から最も遠い地区は豊田町根柄地区となっており、その距離は約6.5kmとなっています。

(2) 城南中学校

ア 通学区域

- (ア) 龍ヶ崎小学校の通学区域（富士見、根町及び愛戸町を除く。高砂、直鮒、出し山町、野原町、光順田、田町、城下、横町、上町、栄町、下町、砂町、緑町）
- (イ) 大宮小学校の通学区域（大徳町、宮渕町、佐沼町、上大徳新町）

イ 通学距離

城南中学校の通学区域において、学校から最も遠い地区は大徳町北河原地区となっており、その距離は約 4.1 km となっています。

(3) 両校が統合した場合の通学距離について

愛宕中学校と城南中学校が統合したと仮定し、統合先を愛宕中学校又は城南中学校とした場合のそれぞれの通学距離について、次に示します。

ア 愛宕中学校が統合先となった場合

愛宕中学校が統合先となった場合、統合前の城南中学校の通学区域で愛宕中学校から最も遠い地区は大徳町北河原地区となり、その距離は約 5.5 km となります。

したがって、統合後においても、愛宕中学校から最も遠い地区は、統合前の愛宕中学校の通学区域の豊田町根柄地区となります。

イ 城南中学校が統合先となった場合

城南中学校が統合先となった場合、統合前の愛宕中学校の通学区域で城南中学校から最も遠い地区は豊田町根柄地区となり、その距離は約 7.8 km となります。

したがって、統合後において城南中学校から最も遠い地区は、統合前の愛宕中学校の通学区域の豊田町根柄地区になり、統合により、当該地区の通学距離は、国の基準である 6 km を大きく上回ることとなります。



6 教職員の配置基準について

公立小中学校における教職員の配置基準については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）において定められており、学級数に応じた掛け率を乗じて教職員数を算定することとなっています。

同基準により教職員数を算定すると次のとおりとなります。

○ 小学校

(単位：人)

学級数	校長	教頭	教諭			教員計	養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計				
2学級	1	—	2	—	2	3.00	—	—	3.00
3学級	1	—	3	0.75	3.75	4.75	1	0.75	6.50
5学級	1	—	5	1	6	7.00	1	1	9.00
6学級	1	0.75	6	1	7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5	13.5	15.50	1	1	17.50

○ 中学校

(単位：人)

学級数	校長	教頭	教諭		教員計	養護教諭	事務職員	合計
			教科担任	小計				
2学級	1	—	6	6	7.00	—	—	7.00
3学級	1	0.5	7.5	7.5	9.00	1	0.75	10.75
5学級	1	0.5	7.8	7.8	9.30	1	1	11.30
6学級	1	1	9.5	9.5	11.50	1	1	13.50
9学級	1	1	14.48	14.48	16.48	1	1	18.48

○ 中学校におけるモデル的教員配置（5学級・6学級・9学級）

上記の算定結果を基に、中学校におけるモデル的な教員配置の例を示すと次のとおりとなります。

(単位：人)

区分	校長	教頭	教諭									
			国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健体育	技術	家庭
5学級	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	
6学級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9学級	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1

※ あくまでも標準的なモデル配置であり、実際の教員配置は学校の事情によって異なります。

7 学校施設の現状について

(1) 愛宕中学校

愛宕中学校の現在の校舎は、平成2年度に建築され、築28年を経過しています。体育館については、平成7年度に建築され、築23年を経過しています。

この間、大規模な改修工事としては、平成25年度に普通教室へのエアコン設置工事、平成27年度に校舎の屋上防水工事（一部）及び外壁塗装工事（一部）並びに体育館の非構造部材耐震改修工事、平成28年度に体育館の屋根・外壁改修工事を実施しています。

平成30年度における教室の利用状況は、次の表のとおりとなっておりますが、以前は普通教室であった教室を特別教室や倉庫として転用していることから、仮に愛宕中学校と城南中学校が統合し、愛宕中学校が統合先になったとしても、普通教室及び特別教室は、十分に確保できる見込みです。

普通	特別教室関係												倉庫
	理科	音楽	美術	技術	家庭	外国語	視聴覚	ＩＣ タ ン ピ ユ	図書室	特別活動	教育相談	料進 路指 導資	
8	2	2	2	2	2	3	1	1	1	5	3	1	4

(2) 城南中学校

城南中学校の現在の校舎は、平成4年度に建築され、築26年を経過しています。体育館については、平成8年度に建築され、築22年を経過しています。

この間、大規模な改修工事としては、平成25年度に普通教室へのエアコン設置工事、平成27年度に体育館の非構造部材耐震改修工事を実施しています。

平成30年度における教室の利用状況は、次の表のとおりとなっておりますが、以前は普通教室であった教室を特別教室として転用していることから、仮に愛宕中学校と城南中学校が統合し、城南中学校が統合先になったとしても、普通教室及び特別教室は、十分に確保できる見込みです。

普通	特別教室関係												倉庫
	理科	音楽	美術	技術	家庭	外国語	視聴覚	ＩＣ タ ン ピ ユ	図書室	特別活動	教育相談	料進 路指 導資	
8	2	2	2	2	2	2		1	1	8	3		

8 学校跡地利用の可能性について

愛宕中学校と城南中学校が統合した場合の学校跡地については、当該学校跡地が都市計画法に規定する市街化区域又は市街化調整区域のいずれに位置するかによって、その跡地利用の可能性が異なります。

愛宕中学校は市街化調整区域に、城南中学校は市街化区域に位置していますが、都市計画法において、市街化調整区域は、「市街化を抑制すべき区域」と定められており、また、市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と定められています。

このため、いずれかの学校に統合したと仮定した場合、市街化調整区域に位置する愛宕中学校の跡地利用については、公共施設や福祉施設などの用途に限定され、民間事業者による跡地利用の可能性は低い状況となっています。一方、市街化区域に位置する城南中学校については、公共施設や福祉施設などのほか、住宅や店舗など、民間事業者による跡地利用も可能な状況となっています。

9 愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた検討に係るヒアリングについて

愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた検討を行うに当たり、両校の現状や課題等について把握するため、両校にヒアリングを行いました。

また、両校に係る小中学校のPTA及び地域コミュニティの方々にヒアリングを行い、両校の統合に関する意見を伺いました。

ヒアリングの実施団体及び主な意見の内容は、次のとおりです。

(1) ヒアリング実施団体

(実施団体：13団体)

分野	団体名	実施日
中学校	愛宕中学校	平成30年9月25日
	城南中学校	平成30年9月28日
中学校PTA	愛宕中学校PTA	平成30年9月25日
	城南中学校PTA	平成30年10月10日
小学校PTA	龍ヶ崎小学校PTA	平成30年10月25日
	大宮小学校PTA	平成30年11月9日
	川原代小学校PTA	平成30年10月18日
	龍ヶ崎西小学校PTA	平成30年10月29日
地域コミュニティ	龍ヶ崎地域コミュニティ協議会	平成30年10月16日
	大宮ふるさと協議会	平成30年11月7日
	川原代ふれあい協議会	平成30年10月23日
	龍ヶ崎西コミュニティ協議会	平成30年10月20日
	北文間コミュニティ協議会	平成30年11月10日